

11月 上水道休日・夜間緊急時修繕工事当番表 ※ 工事費用(基本料金5,000円+材料費及び工賃)は個人負担です。
 ※ 始良市では、上記緊急時修繕は旧町区域内の管工事組合が行います。

始良地区

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
当番店	本田 工業	あい ら工	荻田 建設	北野 設備	サン スイ	城間 設備	田口 設備	日伸 建設	ニノ カタ	原田 設備	福水 工業	ふる さわ	本田 工業	あい ら工	荻田 建設	北野 設備	サン スイ	城間 設備	田口 設備	日伸 建設	ニノ カタ	原田 設備	福水 工業	ふる さわ	本田 工業	あい ら工	荻田 建設	北野 設備	サン スイ	城間 設備

㈱あいら工業 始良市増田437-3 TEL 65-5277 Fax 65-5926	㈱福水工業 鹿児島市下伊敷2丁目31-14 TEL 099-220-5122 Fax 099-220-6521	ふるさわ設備 始良市平松7504 TEL 73-6798 Fax 73-6313	㈱荻田建設 始良市東餅田4150-2 TEL 67-2810 Fax 66-0414	㈱北野設備 始良市鍋倉140-1 TEL 55-1460 Fax 55-1461
㈱ニノカタ設備 始良市西餅田1970-12 TEL 65-4509 Fax 65-9072	サンスイ工業 始良市平松2059-1 TEL 65-0506	田上電気商会 始良市平松5277-1 TEL 65-0700 Fax 65-0700	㈱原田設備工業 始良市西餅田58 平日 TEL 67-2055 休日 TEL 090-9724-2048 Fax 67-2092	田口設備工業 始良市西宮島町22-15 TEL 65-1582 Fax 65-1582
㈱城間設備 始良市平松4201-1 TEL 65-5484	本田工業㈱ 始良市平松4600-1 TEL 66-2981 Fax 66-4650	日伸建設㈱ 始良市東餅田3777-1 TEL 55-8290 Fax 55-8291		

加治木地区

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
当番店	第一建設	沖	㈱鳥丸設備工業			岩澤	㈱ナカタマリ				迫村	加治木ガス(株)				鳥丸	福永建設㈱													

吉川設備 始良市加治木町木田4749-4 TEL 62-2687	㈱加治木パイピング 始良市加治木町港町131-160 TEL 63-2480 Fax 62-6204	㈱鳥丸設備工業 始良市加治木町反土4-15-429 TEL 62-4233	迫村工業㈱ 始良市加治木町反土3246 TEL 63-1647	㈱ナカタマリ 始良市加治木町木田4242-6 TEL 63-2304 TEL 090-4585-5302
㈱大洋水道 始良市加治木町木田4605-16 TEL 63-4196	沖産業㈱ 始良市加治木町朝日町173-1 TEL 63-4832	第一建設㈱ 始良市加治木町朝日町2 TEL 63-4217 TEL 090-9607-1740 TEL 090-3604-7421	福永建設㈱ 始良市加治木町反土16-35 ② TEL 63-0400 ① TEL 080-8373-2721	㈱山藤建設 始良市加治木町本町3 TEL 090-9070-9080 TEL 080-1778-7211
㈱岩澤組 始良市加治木町新生町10-357 TEL 63-2131 TEL 090-8418-2131	加治木ガス㈱ 始良市加治木町港町131 TEL 63-3151 Fax 63-3867			

蒲生地区

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
当番店	(有)川野建設			(株)川添建設			本田工業(株)										(株)上野建設													

本田工業(株)蒲生営業所 始良市蒲生町久末115-2 TEL 66-2981	㈱上野建設 始良市蒲生町米丸3418 TEL 52-0818	㈱川添建設 始良市蒲生町下久徳450 TEL 52-0876	㈱川野建設 始良市蒲生町下久徳2598 TEL 52-1045
---	---	---	--

- (注) 1. 土、日、祝日及び夜間の緊急修繕工事は、上記の管工事組合が行います。
 2. 土、日、祝日及び夜間の緊急修繕工事は、基本料金5,000円と材料費及び工賃が必要ですので、緊急時のみご依頼ください。
 3. 水道施設の新設、増設、改造等は、市指定給水装置工事事業者以外はできません。
 4. 家屋の改築、取壊し等される場合は、水道メーターの破損、紛失にご注意ください。
 5. 水道の休止、料金のお問い合わせの際は、水道のメーター検針票(お知らせ票)が領収書に記載してある需要家番号をお知らせください。
 6. 水道の開始届、休止届は事前にお知らせください。
 7. 水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められています。交換作業のご理解とご協力をお願いします。(原則無料)

問い合わせ先: 始良市上下水道お客さまセンター TEL 65-3450